

政令第三百八十八号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の十中「第七号まで」を「第五号まで、第七号又は第八号」に改める。

附 則

この政令は、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理由

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。